

佐賀・中原遺跡（第一三一・二四号）

なかばる

- | | |
|----------|---|
| 所在地 | 佐賀県唐津市原字西丸田 |
| 調査期間 | 一九九九年（平11）七月～一〇〇一年三月 |
| 発掘機関 | 佐賀県教育委員会・唐津市教育委員会 |
| 調査担当者 | 立石泰久・小松 譲・井上倫生・美浦雄二・太田正和・辻村美代子 |
| 遺跡の種類 | 官衙関連遺跡 |
| 遺跡の年代 | 奈良時代～平安時代（八世紀後半～九世紀前半） |
| 木簡の釈文・内容 | 中原遺跡出土木簡一一点については、既に本誌第一二号・一二で報告したが、高級アルコール法による保存処理を行ない、再察を行なったところ、新たに釈読を修正・追加できることが明になつたので、紹介することとする。 |

(1) 「大村戸主川部祖次付日」□ 〔部〕 (191)×38×9 019 22(1)*

一次文書はこの一次文書を粗く削り取り天地を逆にして作成される。書き出しは欠損や傷のため不鮮明ながら「□暦八年」と読める。その下に「物マ諸萬七把」「□田龍□□七把」「日下マ公小□□」、「□マ大前」と四名の人名が書かれ、それぞれの右上に合点が記される。裏面には「首小黒七把」と人名が見え、「七把」の文字は小

（一次文書はこの一次文書を粗く削り取り天地を逆にして作成される。書き出しは欠損や傷のため不鮮明ながら「□暦八年」と読める。その下に「物マ諸萬七把」「□田龍□七把」「日下マ公小□□」、「□マ大前」と四名の人名が書かれ、それぞれの右上に合点が記される。裏面には「首小黒七把」と人名が見え、「七把」の文字は小さく書かれる。全体として、食料支給に関する文書と考えられる。

(1)は、旧称文「川部組次」を「川部組次」と改めた。「戸主」は合わせ字で一文字分のスペースに書かれている。(2)は天地を異にした二つの文書が重なって書かれる。一次文書は「小長□部□□」から書き出され、その下側左右に「□□家□□」ともう一名の人名が記される。さらにその下には「甲斐国□戌□」とその右下にやや小さな文字で「不知状之」と記される。裏面には下端部中央に「□□桑□」と作成者名が確認できる。こうして甲斐国出身の兵士、すなわち東国防人と関わる文書であることが判明した。



(2) 赤外線デジタル写真

(2)

木簡の年代については、まず一次文書については、「□暦八年」は延暦八年（七八九）とみられる。天平宝字三年（七五九）に「君」から「公」に改められた「日下部公」の表記が見えることとも矛盾しない。一方、一次文書に見える東国防人は、天平宝字元年（七五七）に停止され、天平神護二年（七六六）に復活（筑紫に留まついた旧東国防人の徵發）、その後延暦一四年（七九五）に廃止されている。木簡の一次利用と二次利用にはあまり時期差を考えにくいから、一次文書は東国防人が復活してから廃止されるまでの天平神護二年から延暦一四年までのものとみるのが無難で、延暦八年をそう遡らない時期のものとみることができる。このように、(2)は防人制末期の時期の貴重な史料ということができるよう。防人が任地において「戍人」と呼ばれていたことを確認できることも大きな成果といえよう。

なお、今回の再釈読及びその解釈にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川南氏と、関東学院大学の田中史生氏のご教示を得た。

8 関係文献

国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所・佐賀県教育委員会
『古代の中原遺跡－解き明かされる鏡の渡し－』（一〇〇五年）

（小松 譲）

『木簡研究』バツクナンバー在庫状況のお知らせ

頒価

一〇四・七号 品切れ 五・六号 三五〇〇円

八・二二号 三八〇〇円

一三号 四三〇〇円

一四・一五号 四五〇〇円

二四・二五・二七号 五〇〇〇円

一六・一三・一六号 五五〇〇円

（五・六号は残部僅少）

送料

一冊 六〇〇円 二冊 八〇〇円 三冊 一〇〇〇円
四冊 一二〇〇円 五冊 一〇〇冊 一五〇〇円
一一〇冊 二〇〇〇円

◇個人でのお求めは代金前納です。代金と送料を郵便振替

〇一〇〇〇一六一一五二七 木簡学会

までお送りください。

◇公的機関の場合は代金後納で結構です。

左記の銀行振込か右記の郵便振替でお願いします。

口座番号

みづほ銀行西大寺出張所

普通預金

一一〇三一五

お問合せは左記へどうぞ

〒六三〇一八五七 奈良市一条町二丁目九番一号

奈良文化財研究所

都城発掘調査部史料研究室気付

木 簡 學 會

電話 〇七四一一三〇一六八三七
E-mail: mokkan@nabunken.go.jp